

特定健診未受診の皆さまへ 「特定健診の情報提供事業」のご紹介

特定健診を受診することは健康づくりの第一歩です。あなたとご家族のために、年に1回特定健診を受けましょう。

皆さまの中には、健診の重要性はわかっているが「そもそも特定健診を受けに行く時間がない」方や、「普段から病院に行っているので、わざわざ特定健診を受診する必要は無い」と思っておられる方はいませんか？

そのような方にも特定健診を受診頂きたいのですが、かかりつけ医が保有する診療情報が特定健診の項目に該当する場合、その情報をもって特定健診を受診したこととみなすことができます。

診療情報を特定健診とみなす「特定健診の情報提供事業」にご理解いただける方は、加入している医療保険者（市町および国保組合）またはかかりつけ医にご相談ください。

すべてに が入る方が対象です

- 生活習慣病などで治療中の方（通常の診療で既に特定健診の基本項目が揃っている方）
- 特定健診受診券を交付されている40歳から74歳の長崎県内の国保に加入している方
- 年度内に特定健診を受診していない方、かつ受診予定がない方
- 診療情報を特定健診結果として医療保険者に提出することに同意いただける方

対象の方は下記をご用意ください

- ① 特定健診受診券
- ② 国民健康保険証
- ③ 特定健診の情報提供書 ※裏面参照

かかりつけ医へご相談ください

長崎県医師会・長崎県・市町国保・国保組合・長崎県国保連合会

ご自身の健康状態の確認のため、年に1回特定健診を受けましょう

